

1 事業の概要

- (1) 対象事業の名称 広域連系南幹線新設・相馬双葉幹線接続変更工事
- (2) 事業者の名称 東北電力株式会社
- (3) 対象事業の種類 工場又は事業場の用地の造成の事業・宅地造成事業
- (4) 対象事業の規模 区域面積：287,000ヘクタール
- (5) 対象事業実施区域 相馬市、伊達市、相馬郡飯舘村、伊達郡川俣町、二本松市、双葉郡葛尾村、田村市、双葉郡大熊町、双葉郡川内村、双葉郡富岡町

2 環境の保全の見地からの意見

- (1) 今後、その計画内容について相当の変更が加えられた場合、新たに条例第2条第4項の「対象事業」となる可能性があることに注意すること。
- (2) 現段階において、本事業計画の内容はほとんど具体化されていないことから、今後、その計画内容について具体化された場合は、当職に速やかに報告すること（その具体化された内容を福島県環境影響評価審査会及び福島県環境影響評価庁内連絡会議に説明することを含む。以下同じ。）。また、着工及び竣工時にも、当職に速やかに報告し、竣工時には、併せて、竣工図及び施工状況が分かる現場写真（着工前、施工中、竣工時の現場要所を撮影したもの。）を提出すること。
- (3) 本事業計画の実施に当たっては、関係地域の現状を踏まえ、放射性物質の拡散抑制、地下水や近隣水域への汚染拡大防止、地盤の保全対策、作業員の健康安全確保等を確実に実施し、当該事業計画区域及びその周辺の生活環境及び自然環境の保全に最大限努めること。また、それらの計画と実施経過について当職に速やかに報告すること。
- (4) 本事業計画区域は概ね現在山林であることから、山林の自然災害防止機能や水源涵養機能等の多面的機能の重要性を踏まえ、極力森林の伐開と土地の造成を避けること。
また、地形改変に当たっては、土砂災害が発生することがないようにすること。
- (5) 本事業計画区域及び周辺には多数の住宅が分布していることから、本事業計画の実施に当たっては、工事に伴い発生する土埃、関係車両や建設重機から発生する排気ガス、騒音、振動、交通渋滞等により関係地域住民等の生活に影響を及ぼすことのないようにすること。
- (6) 本事業計画区域及びその周辺には多数の水源が分布していることから、本事業計画の実施に当たっては、それらの水源に影響を及ぼすことのないようにすること。また、鉄塔基礎工事に先立ち、工事箇所での既設水道施設の有無を確認し、埋設管等が存在する場合には、事前に水道事業者へ説明を行い、水道施設等に支障を及ぼすことのないようにすること。
- (7) 本事業計画区域及びその周辺には複数の希少野生生物が生息している可能性があるため、工事着手前にそれらの現状について調査を行うとともに、希少野生生物の生息が確認された場合には、それらの保護のための必要な対策を加えるよう努めること。
なお、沢や湿地等の水辺あるいは樹洞が存在する発達した森林等を開発する場合には、希少なカワネズミ、両生類、水生昆虫類等の生息地、あるいは、モモンガ、ヤマネ、コウモリ類等のねぐら等が存在する可能性があることに特に注意すること。
- (8) 本事業計画区域及びその周辺には複数の景観資源が分布していることから、本事業計

画の実施に当たっては、高さ80メートル以上の大型鉄塔を多数設置する見込みであることについて、景観に配慮した設置計画とすること。

- (9) 本事業計画の実施に当たっては、事前に発生することが想定される廃棄物の処理計画を明らかにし、当該事業着手後にはその処理を確実に進められるよう努めること。
- (10) 本事業計画の推進に当たっては、鉄塔建設予定地について、対象事業実施区域が所在する市町村教育委員会に埋蔵文化財包蔵地の照会をし、分布調査等について協議すること。
- (11) 本事業計画の推進に当たっては、あらかじめ関係地域住民等に丁寧に説明するとともに、一般への情報提供に努めること。
- (12) 本事業計画の推進に当たっては、本意見の内容を尊重するとともに必要に応じて関係機関と協議すること。

以上